

一般社団法人日本善行会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本善行会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は日本各地で世のため及び人々のために無償の奉仕活動を実行している者の表彰を行い、その善行を称え、励ますとともに、善行精神の普及と実践を通じて、明るい住みよい社会環境づくりに努め、もって国の発展と国際親善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 善行活動した者の表彰
- (2) 善行調査委員による善行の発見と調査
- (3) 会員、受賞者等による各種の善行実践活動
- (4) 会員、受賞者等による各種の善行精神普及活動
- (5) 会報、雑誌及び刊行物等の発行
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前各号の事業は日本全国において行うものとする

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く

- (1) 普通会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 特別会員 本会の目的に賛同して入会し、特別に賛助協力する個人又は団体
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、これを後援する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会に功績があった者又は学識経験者で総会において推薦された者

2 前項の会員のうち普通会員及び特別会員（以下「正会員」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。ただし名誉会員として推薦された者は入会の手続きを要せず本人の承諾をもって会員となる。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散したとき。

2 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任又は解任

(3) 役員報酬等の額及び支給基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要な場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を本会に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては、第17条の規定については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上30名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長、5名以内を常務理事とする。

4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の常務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 役員は、相互に兼ねることができない。また、監事は職員を兼ねることもできない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、理事会の決議を経て定める規程に基づき、その職務を執行するために要する費用を支給することができる。

(名誉会長・顧問・相談役・参与)

第27条 本会に名誉会長1名並びに顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

(1) 名誉会長、顧問、相談役及び参与は本会に功労のあった者及び学識経験者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

(2) 名誉会長、顧問及び相談役は会長の諮問に応じ、本会の運営に関して意見を述べることができる。

(3) 参与は会長の諮問に応じ、本会の事業に関して意見を述べることができる。

(4) 名誉会長、顧問、相談役及び参与の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

(5) 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は会長がこれにあたる。ただし会長に事故等の支障があるときは、理事のうちか

ら議長を選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 常務理事会

(構成)

第34条 本会に常務理事会を置く

2 常務理事会は、すべての常務理事をもって構成する。

(業務)

第35条 常務理事会は、必要に応じて随時開催し、本会の運営を行うために必要な事項を審議する。

第8章 支部

(設置)

第36条 本会は、理事会の議決によって必要な地に支部を置くことができる。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第42条 本会は剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 事務局

(事務局)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を受けて任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

第13章 補則

(委任)

第46条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は藤田耕三とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。